

達令公示第 1 3 号

組制施行条規の一部を改正する達令を次のように公示する。

2 0 2 5 年 6 月 2 7 日

宗務総長 木 越 渉

組制施行条規の一部を改正する達令

組制施行条規（1 9 9 1 年達令公示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教 区	組の名称
岡崎教区	第 1 組・第 2 組・第 3 組・第 4 組・第 5 組・第 6 組・第 7 組・六ツ美組・幸田組・第 8 組・第 9 組・第 1 0 組・第 1 1 組・第 1 2 組・第 1 3 組・第 1 4 組・第 1 5 組・第 1 6 組・第 1 7 組・第 1 8 組・第 1 9 組・第 2 0 組・第 2 1 組・高岡組・第 2 3 組・第 2 4 組・第 2 5 組・第 2 6 組・第 2 7 組・第 2 8 組・松平組・第 3 0 組・第 3 1 組・第 3 2 組・第 3 3 組・第 3 4 組・第 3 5 組

」

を
「

教 区	組の名称
岡崎教区	第 1 組・第 2 組・第 3 組・第 4 組・第 5 組・第 6 組・第 7 組・六ツ美組・幸田組・第 8 組・第 9 組・第 1 0 組・第 1 1 組・第 1 2 組・第 1 3 組・第 1 4 組・第 1 5 組・第 1 6 組・第 1 7 組・第 1 8 組・第 1 9 組・第 2 0 組・第 2 1 組・高岡組・第 2 3 組・第 2 4 組・第 2 5 組・第 2 6 組・第 2 7 組・第 2 8 組・松平組・第 3 1 組・第 3 2 組・第 3 3 組・第 3 4 組・第 3 5 組

」

に、
「

教 区	組の名称
山陽教区	神戸組・第 1 組・第 2 組・第 3 組・第 4 組・第 5 組・第 6 組・第 7 組・赤穂組・美作組・備中組・備後組・芸備組・安芸北組・安芸南組
四国教区	東讃第 1 組・東讃組・中讃組・西讃組・東予組・松山組・宇和島組・阿波組・土佐組

」

を
「

教 区	組の名称
山陽四国教区	神戸組・第 1 組・第 2 組・第 3 組・第 4 組・第 5 組・第 6 組・第

	7 組・赤穂組・美作組・備中組・備後組・芸備組・安芸北組・安芸南組・東讃第 1 組・東讃組・中讃組・西讃組・伊予組・阿波組・土佐組
--	---

にそれぞれ改める。

附 則

- 1 この達令は、2025 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定による山陽教区及び四国教区の組は、この達令に定める山陽四国教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める四国教区の東予組、松山組及び宇和島組は、この達令に定める伊予組、岡崎教区の第 3 組及び第 30 組は、この達令に定める第 3 組とそれぞれみなす。